

意見書

～専門調査委員作成の最終報告書に対する～

平成25年9月30日

名古屋市長

河村 たかし 殿

名古屋市職員倫理審査会 御中

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目1番37号

エスパシオ丸の内3階

あすなる法律事務所

A代理人

弁護士 國田 武二郎

同 佐橋 祐策

同 脇本 志乃

同 鈴木 亮

TEL 052-201-7391 FAX 052-201-7392

目次

第1	報告書記載の告発事実	3
第2	本意見書の意義、目的	5
第3	「A議員の委員会質問等とこれが甲部長の心理に与えた影響」の報告内容に対する反論	8
第4	「上記委員会審議の頃におけるB氏とA議員との関係等に関する甲部長らの認識」の報告内容に対する反論	16
第5	「A議員の甲部長に対する「採用要請」の報告内容に対する反論	18
第6	「A議員の「要請」に対する甲部長の受け止め方」の報告内容に対する反論	21
第7	「甲部長から乙課長に対する「指示」の状況」の報告内容に対する反論	22
第8	「丁に対する引継ぎ等と丁の対応」の報告内容に対する反論	23
第9	「乙課長から丙主査に対する「指示」と丙主査の了承及び丙主査の心理」の報告内容に対する反論	24
第10	「適正職務サポート制度と甲部長らの対応、受け止め方」の報告内容に対する反論	25
第11	「丙主査の不正行為の実際」の報告内容に対する反論	26
第12	「面接試験の実施と評価」の報告内容の反論	28
第13	「試験後の状況」の報告内容に対する反論	29
第14	「採用後のB氏とA議員との関係」の報告内容に対する反論	30
第15	「己の認識・関与の有無」の報告内容に対する反論	39
第16	その他	39
第17	まとめ	40
	添付資料一覧	41

専門調査委員北條政郎弁護士ら作成の平成25年7月22日付け「嘱託員の不正採用問題に関する最終報告書」（以下、単に「報告書」という。）に対し、名古屋市議会議員A氏の代理人として、可能な限り調査し、その結果を踏まえて、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 報告書記載の告発事実

- (1) 報告書記載の告発事実は「甲は、平成21年秋頃、健康福祉局を所管とする財政福祉委員会委員である名古屋市議会議員Aから、当時、名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課の嘱託員であったBの委嘱期間が平成22年3月末日で終了することに伴い、Bの新たな嘱託員としての採用について要求を受けた。甲は、A議員の要求を試験の成績に関わらずBを採用するよう要求があったものと受け止め、部下の乙に対し、同年3月頃、成績に関わらずBを採用するよう指示した。乙は、当初はこれを拒否したものの、最終的には受け容れて、部下で嘱託員の採用選考に携わる丙に対し、同月下旬頃から4月頃にかけて、成績に関わらずBを採用するよう指示した。丙は、当初はこれを拒否したものの、強い指示にこれを了承し、Bが実力により合格する可能性も期待していたが、同月24日午前に実施された採用選考試験では、Bの筆記試験の成績が午後の面接試験に進むための最低基準点に達しなかったため、このままでは上司の指示に従えないと当惑し、同日昼頃、面接試験の対象者を決定する直前に、採用選考試験の会場内において、Bの答案用紙を抜き取り、答案中のうち、誤答であった2問について、採点誤りを装って正答に改ざんすることで、本来の得点を嵩上げして、本来、面接試験の対象とならなかったBを不正に面接試験へと進めた。Bの面接試験は乙が担当し、Bは、最終的に採用選考試験に合格となった。その後、採用選考試験当日の結果に基づき作成された2通の公文書において、被告発人らの不正な行為による採用選考試験当日の結果に基づき、事情を知らない起案者をして、これらの公文書中のBの点数、順位、採用選考合否、委嘱

する嘱託員等の記載について虚偽の内容を記載させ、被告発人らも印鑑を押捺して虚偽公文書を作成した。そして、これらの公文書を行使することで、本来の成績では採用候補者になり得ず、また嘱託員として委嘱され得なかったBを、採用候補者として不正に決定し、嘱託員として不正に委嘱（以下、本件不正採用という。）するに至った。」という内容である。

(2) 上記告発事実に係る関係者は、本職らの調査では以下の通りであるので、以下、実名で記載する。

①市会議員Aとは、名古屋市北区選出のA市会議員である（以下、単に「A議員」という。）。なお、A議員の履歴については、資料1を参照。同議員は、昭和50年4月から現在まで38年間、10期連続当選を果たしている市会議員で、平成2年5月から同3年4月まで市会副議長、同23年3月から同24年5月まで財政福祉委員会委員長等の要職に就任している。現在、自由民主党に所属している。

②甲健康福祉局生活福祉部長とは、甲氏（以下、単に「甲部長」という。）である。

③乙健康福祉局生活福祉部保険年金課長とは、乙氏（以下、単に「乙課長」という。）である。

④丙健康福祉局生活福祉部保険年金課主査とは、丙氏（以下、単に「丙主査」という。）である。

⑤Bとは、B氏（以下、単に「B氏」という。）である。

※因みに、報告書では、A議員が、B氏以外にCの採用要請もしたと記載されているが、Cとは、C氏（以下、単に「C氏」という。）である。

また、健康福祉局長己とは、己氏（以下、単に「己局長」という。）である。

第2 本意見書の意義、目的

1 報告書は、名古屋市長は、上記告発にかかる本件不正採用は名古屋市民の市政に対する信頼を著しく損なわせるものと考え、中立公正な外部の学識経験者に委嘱して「本市における職員の採用に係る法令の違反その他の不適正な行為に関する事項」について調査を行わせ、本件嘱託員採用試験における不正行為の存否、その実態や原因・背景を究明し、その他の職員採用にかかる不正行為の有無等を解明するとともに、今後、同様な不正が行われないよう再発防止に向けての提言を求めることが必要だと判断し、地方自治法174条1項の規定による専門委員として専門調査委員（以下、単に「委員」という。）を設置することとしたとする。

2 そして、平成25年4月3日付け中間報告書（以下、単に「中間報告書」という。）によれば、愛知県弁護士会所属の弁護士からなる6名の委員が、甲部長、乙課長、丙主査、己局長、保険年金課主査（当時。本件嘱託員採用試験の主担当者：以下、「丁」という。）、千種区役所保険年金課長（当時。B氏の面接試験担当者の一人：以下、「戊」という。）、北区役所保険年金課長●●（B氏の採用配属時の平成22年6月から翌23年3月まで。）及び同保険年金課長●●（平成23年4月以後：D氏と思料する。）より事情聴取を行ったとされる。

しかしながら、A議員やB氏、C氏からの事情聴取は行われていない。この点について、中間報告書は、A議員らの事情聴取をしなくても、「認定事実の主要部分が何ら左右されるものではないと判断した」とか「応諾の可能性は低い」（中間報告書：4頁）と報告する。しかし、中立公正な外部の学識経験者に委嘱した上で、調査の目的が、「本件嘱託員採用試験における不正行為の存否、その実態や原因・背景を究明し、その他の職員採用にかかる不正行為の有無等を解明する」というものであるならば、当然、A議員、B氏、C氏からも事情聴取を行い、甲部長らの供述内容の信用性について、十分吟味検討を加え

るのが道理である。河村市長は「何者をも恐れず、徹底的にお願いしたい」と弁護士らに依頼したということであり（資料2：平成25年2月5日付け毎日夕刊）、委員の北條弁護士も「できるかぎり真相に迫りたい」と話し、「自民党の名古屋市議にも事情を聴く考えを示した。」というのであるから（資料2：平成25年2月5日付け日経夕刊）、なおさらである

しかるに、それをせずに、単に、身内である市職員だけの事情聴取で終わらせることは、いわば、片面的な事実関係で報告書を作成したと言っても過言ではなく、これでは、中立公正な立場で、その実態や原因・背景を徹底的に究明したとは到底言えないものと思料する。

なぜなら、市職員の供述は、自己保身が働き、かつ、偏見と一方的な主観的認識から、その責任を他者に転嫁する可能性があるからである。案の定、報告書は、A議員に「畏怖困惑」したとか「圧力」を感じたとか、「A議員の恫喝的な顔が浮かんだ」等という表現を用いて、本件不正採用の元凶はA議員であるかのような印象を委員に述べている。そこには、公務員としての、責任感や使命感、そして矜持も見られないのである。これでは、真の意味での「実態や原因・背景を究明」とは程遠いといえる。

3 もっとも、A議員に対しては、平成25年3月22日付の「ご連絡とお願い」と題する書面で、委員から同年3月26日から同月29日の間で事情聴取をしたい旨の要請があった（資料3）。この書面は、事情聴取予定日の前日である同年3月25日にA議員に届いたが、名古屋市長選挙を控えて、自民党元市議の藤澤候補者の支援のために自民党市議団長として多忙な身であったこと等から、A議員は、「必ずしもその法的根拠は明らかでないものと考えます。」という回答理由をつけて要請を断っている（資料4）。しかし、そうであれば、委員は、さらにA議員を説得して、時期をずらしてでも、再度、事情聴取を要請すべきであった。とりわけ、選挙終了後、報告書を提出するまでに約3か月の期間があったのであるから、「真相解明のために是非ともお願いしたい」と

強く要請をA議員にすべきであった。なぜなら、A議員は、同人の陳述書（資料13）において、真相究明のために、事情聴取に応じる旨述べているからである。また、B氏やC氏にいたっては、事情聴取の要請すらしていない。この点、両名も、陳述書（資料15、16）において事情聴取があれば応じる旨述べているのである。

しかしながら、委員は、同年4月3日の中間報告の段階で、早々に、「(A議員の) 応諾される可能性も少ない」と判断している。また、B氏については、「(B氏からの) 事情聴取についても、その内容如何により当委員らの認定事実の主要部分が何ら左右されるものではない」と、C氏についても「応諾の可能性は低い」と判断している。そして、A議員に対して、同議員の対応は、名古屋市会議員政治倫理綱領第3、3項所定の「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」との規定に反するものと思われる、と報告する（中間報告書：4頁）。しかし、これでは、「できる限り真相に迫った」とは言えず、とりわけ、B氏の政治献金に関する経緯は、B氏やA議員から事情聴取しなければ、両者の関係が「相応のものであった」とは言えないはずである。いずれにしても、こうした判断の速さは、とに角、河村市長の出馬表明前に中間報告を出す必要があるという政治的配慮があったのではないかという疑いを払拭し切れない。

- 4 中間報告書が名古屋市長選挙の告示日（平成25年4月7日）の直前である同月3日に提出され、かつ、その中間報告を受けて新聞各社が、同月4日付の新聞で自民市議が絡む不正採用問題として大きく報道（資料5）している経緯、さらに上記で述べたようにA議員らの事情聴取を早期に断念している事情等を考えると、選挙をにらんだ政治的利用であると批判されても仕方のない面がある。この点について、自民党市議のみならず、民主市議団の鶴飼春美団長も「最終報告書で発表すればいいわけで、中間発表する理由は何もない。市長選

前にあえて発表するなんて、政治的意図があると思えない」と指摘している（資料5：平成25年4月4日付け毎日）。

- 5 そこで、本職らは、A議員、B氏、C氏からも事情聴取をして、甲部長らが委員に話していることが具体的で信用性があるかどうか、吟味した。その結果、報告書記載のA議員らに対する評価は、市職員側の供述のみを基にした一方的な判断であり、この結果、A議員らの名誉を著しく毀損した内容となっていると思料した。本職らは、A議員やB氏らの名誉と信用を回復するために、再度、委員による調査を求めるものである。

※ なお、本職らは、真の意味での「実態や原因・背景を究明」という観点から、甲部長、乙課長、丙主査に対し、事情聴取にご協力願いたい旨の書面を特定記録郵便で送付した（資料6）。これに対し甲部長からは、代理人弁護士を介して、「残念ながら、貴職らのご要望には応じられません」旨の回答があり（資料7）、乙課長は受取りを拒否し（資料8）、丙主査は、書面が届いているが（資料9）返答はなかった。

第3 「A議員の委員会質問等とこれが甲部長の心理に与えた影響」についての報告内容に対する反論

- 1 報告書は、「A議員は、名古屋市健康福祉局を所管する財政福祉委員会委員であったところ、平成21年9月下旬頃から、同局生活福祉部保護課の所掌事務に関し、甲部長やその部下の保護課長らに対して、議会での質問のための資料の提出要求などを行っており、その要求に関して、甲部長らが議員控え室に向いたりした際に、A議員は、甲部長らに対して、時には激しく厳しい口調で叱責することがあった。甲部長は、これに対して、どのように対処すべきか困惑したまた苦悩する心境になっていた。そして、A議員は、同年10月6日に開催された財政福祉委員会で、同局生活福祉部保護課の所掌事務に関し、「今資料要求をしましたんで、・・・」、「資料出てきてから改めてやるんですが・・・」

と発言し、同月9日開催の同委員会でも、甲部長らに対する質問、問答で「・・・それは怠慢できちっとやってないんじゃないの。」、「許さぬのだから。・・・」、「・・・あんた調べてみや。そんなこと言ったって、でたらめのこと言ったってあかんがね。・・・」、「・・・違うがね、あんた。でたらめのやつ出しとったっていかぬよ、はっきり言って。・・・」、「・・・きのうまでかかって、僕がいろいろあんたのどこへ行って調べとるが、実際そんなようなことは、資料としてはやっぱり証拠書類検査には持ってこないかぬがね。・・・」、「そんなものはそれでは許さぬわ。・・・」、などと執拗かつ殊更に困惑させるような方法で質問ないし発言をなし、甲部長は、これら質問に対して、「・・・私ども今御説明できません。大変申しわけございませんが、御理解いただきたいと思えます。」などと釈明、謝罪に努めている状況が委員会記録にも記録されている。

甲部長は、A議員とのこれらの遣り取りを通じて、A議員に対する畏怖困惑の念をいただき、また議会審議での同様の「混乱」を再発しないためにどうすべきかを思いめぐらすところとなったようである。」と報告する。

なお、中間報告書では「そして、これらの委員会審議の状況は、職員が机上のパソコンでイントラネットを通じて視聴できるもので、丙主査らも実際に上記の審議状況を視聴していた。」と報告されていた（中間報告書：5頁）。しかし、中間報告書の提出後に、疑問が提出され、このため、委員は、平成25年4月9日付けで名古屋市会議長宛に確認を求めたところ、常任委員会の審議状況を職員がイントラネットで視聴できるようになった具体的時期は、平成23年3月28日からであり、平成21年10月当時は、視聴できる体制にはなっていなかったことが判明した（資料10）。

この結果、報告書もその誤記を認め、謝罪の上、削除している。しかし、この点には、後述するように大きな問題がある。

2 財政福祉委員会（以下、単に「委員会」という。）でのA議員の発言の上記引

用部分は、平成21年10月6日及び同年10月9日に行われた委員会の記録から引用したものである(資料11、12)。しかし、その引用は、必ずしも正確でない上に、全体の質疑の内容を俯瞰するものではなく、A議員の発言の一部のみを取り上げて、A議員が甲部長らを厳しい口調で叱責している状況のことさら強調することによって、甲部長らが畏怖困惑の念をいただいたことと結び付けようとするものであり、その評価方法は極めて問題である。

3. そこで、委員会の上記引用箇所が、いかなる審議の場面であったかを把握する必要がある(資料11、12、13、14等)。

(1) 当時、委員会では、生活保護受給の実態や支給の有り方等について論議されていたものである。

生活保護受給者のうち障害がある人が病院に通うタクシー代を支給する制度がある。この支給は、障害のため、電車やバスに乗れない生活保護の受給者に例外的に認めている制度であり、市は、毎年、各区に「前渡金」名目で、助成金を渡している。ところが、この制度を使って、名古屋市守山区に住む足が不自由で身体障害3級の認定を受けた女性(以下、「当該女性」という。)が、守山区の自宅から主治医がいる瀬戸市の病院などに2003年からタクシーで通院していた。当該女性に対し、名古屋市が、06年は481万円、07年は453万円、08年は222万円と3年間で1156万円もの支給をしていることが判明した。国の受給規定では、4か月に一度、タクシー利用が不可欠な状況かを確認する必要があるが、市は長年、漫然と支給していたものである。A議員は、この支給の仕方に問題がありとして、委員会で、鋭く追求したものであり、この件は新聞報道もされていた(資料14)。

(2) 上記問題について、平成21年10月6日の委員会では、A議員は、この所管事務を扱っている担当者に資料の請求をしているのである。報告書の引用では、「今資料要求をしましたんで」「資料出てきてからから改めてやるんですが・・・、」となっているが、正確には、「今資料請求をしましたんで、大変な

数字が出てくるのではないかと思うんだわ。」「資料出てきてからから改めてやるんですが、資料要求をしましたんで、ぜひもう一度、1人の最高のタクシー料金の支払いと1カ月の額と1年の額、それを各区別に出してください。」である(資料11:15頁)。この発言は、その発言の前に、A議員が、上記制度を利用していた障害者に、タクシー代として幾ら出していたのかという質問に対し、金子健康福祉局生活福祉部保護課長(以下、単に「金子課長」という。)が「大変申しわけございません、今ちょっとここに資料を持ち合わせておりません。」(資料11:14頁)と答弁したことから、資料の提出を求めたものである。この質問は、一般的な質問であり、執拗かつ殊更に困惑させるような質問ではない。なお、この日の委員会では、田辺委員が、金子課長の曖昧な答弁に対し「ないならないで言ってください。聞いてないのなら聞いてないと言ってください。」「思っているかどうかじゃなくて、そういうデータ、統計をとってないのか、とっているのか教えてください。」(資料11:10頁)、「ではその資料を出していただけますでしょうか。お願いいたします。」(資料11:11頁)と述べ、A議員以上に、資料の提出を担当者に厳しく求めている場面もある。

- (3) 同月9日の委員会では、甲部長が、当該女性による守山の自宅から瀬戸市内の病院までのタクシー利用について、問題意識が見られない回答をしていたことから、A議員は「瀬戸の病院がすべてじゃない。守山市民病院も東市民病院もあるにもかかわらず、なぜ、瀬戸市の病院までのタクシー通院を認めているのか」との内容を述べた後、「・・・それは怠慢できちっとやってないんじゃないの(言われるままに支払っているということじゃないでしょうか。)」と述べているのである(資料12:12頁)。つまり、A議員は、当該女性について、名古屋市内にも対応できる病院があり、瀬戸市の病院まで行かなければならない合理性、必要性について、市の担当者が十分検討していないのは怠慢ではないかということ指摘したものであって、その発言自体は、特段、問題が

あるとは思われない。

(4) 「許さぬのだわ。・・・」という発言(資料12:13頁)は、甲部長が「十分なチェックに至っていないということについては大変申しわけないと思っております。」と答弁したことに対して、A議員が「許さぬのだわ。要するに国の基準に基づいてという、これ生活保護法関係通知第4章医療扶助運営要綱の中の明確になっておることは、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積書等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。そういうことになっておるんだ。怠ってやっていないということなんだ。」と発言した中で出てくる言葉であるが、A議員は、漫然と支給されていることは、国の基準に照らして「許されるべきでない」という趣旨で述べたものであり、それ自体、特に、甲部長を個人的に許すとか、許さないという意味で発言したものではない。

(5) 「・・・あんた調べてみや。そんなこと言ったって、でたらめのこと言たってあかんがね。・・・」、「・・・違うがね、あんた。でたらめのやつ出しとったっていかぬよ。はっきり言って。・・・」(資料12:13頁)との発言は、平成20年時の当該女性の病名が「両大腿骨頭壊死」となっていることに関し、瀬戸市の病院に何時からこの病名で受診をしているのかという質問に対し、甲部長が、「平成13年の8月からでございます」と答弁したので、A議員が、「自分が、病院で問い合わせたところ、病名は、筋骨各系及び結合組織の疾患、内分泌栄養代謝障害、炎症多発性関節障害となっている。両大腿骨頭壊死とは違うのではないか。きちんと調査もしないででたらめなことを言っただけよ」という趣旨で述べたものであり、いわば、市側の調査不十分を厳しく指摘した発言である。したがって、それ自体、当然の発言であり、その証左に、委員長である江口氏も「(甲部長の答弁については)非常に私も不満なんだけども、・・・」と述べているのである(資料12:13頁)。

(6) 「・・・きのうまでかかって、僕がいろいろあんたのどこへ行って調べとる

が、実際そんなようなことは、資料としてはやっぱり証拠書類検査には持ってこないかぬがね。・・・」、「そんなものはそれでは許さぬわ。・・・」(資料12:14頁)との発言は、当該女性の身内の人間もがタクシーを使用して、その料金も守山区に支払わせている疑いもあったので、証拠書類審査の折に領収書などの資料の提出を求めたが、市側が提出してこなかったことから、その対応を批判した発言である。さらに、己局長の「(当該女性のタクシー移送費の問題について) 指導が十分じゃなかったんじゃないか、おざなりの仕事をしとったのではないかということでございます。・・・今後ともきちっと対応をしていきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。」(資料12:14頁)という答弁に対し、A議員は「そんなものはそれでは許さぬわ。・・・3700万円の前渡金を区役所へ渡した。平成20年度決算、幾ら余っとるの。・・・」(資料12:14頁)と発言している。その発言の意味は、3700万円もの前渡金で運用されている生活保護受給障害者の通院タクシー代が、十分なチェックもせずに支払われている市側の対応について、「よろしくお願ひしたいと思います。」ということと済むような問題ではないという意味で、「それは許されることではない。」と述べたものである。税金が適正に使われているかどうか、そのチェックをする立場にある市会議員としては、簡単に許せる問題ではないと考えるのもごく当然のことである。なお、当日の甲部長ら市側の答弁に対し、田辺委員は「だから、今私が聞いた答えに半分か6割ぐらいしか答えてないと思うんですけども。」(資料12:9頁)、「非常にその答弁不満でございます。」(資料12:10頁)、「先ほど来、・・・部長の答弁、課長の答弁・・・何か怒りを覚えてくるのは、・・・」(資料12:18頁)等と述べ、横井委員も、「再度きちんと調べていただいて、あんまりこんないいかげんだと、これ決算の認定もできなくなっちゃう。あんまりいいかげんだと。」(資料12:16頁)と述べて、市側の答弁の曖昧さに、他の委員も厳しく批判しているのである。

- (7) 報告書は、A議員が、いかなる場面で、いかなる意味合いで発言したのかについては、一切捨象し、A議員の片言隻語を捉えて、「執拗かつ殊更に困惑させるような方法で質問ないし発言をした」と、あたかもA議員の発言が市職員を苛めているようであると評価しており、「木を見て森を見ない」評価である。
- (8) なお、報告書は、甲部長は、これらの質問に対して、「・・・私ども今御説明できません。大変申しわけございませんが、御理解いただきたいと思いません。」などと釈明、謝罪に努めている状況が委員会記録にも記録されていると報告しているが、当日の謝罪は、甲部長に限ったことではなく、己局長、金子課長らも謝罪している。それは、所掌事務の担当者として、議員の質問に明快に答弁できず、謝罪することしかできなかつたということに過ぎない。
- (9) 報告書は、「近藤氏は、A議員とのこれらの遣り取りを通じて、A議員に対する畏怖困惑の念をいただき、また議会審議での同様の「混乱」を再発しないためにどうすべきかを思いめぐらすところとなったようである。」と報告している。「畏怖」とは、恐れ戦くことであり、「困惑」とは、困って、どうしてよいか分からないという意味であるところ、A議員の何に畏怖し、困惑したというのであろうか。タクシー移送費の問題について、問題意識もなく漫然と支払われてきたことに対して、反省こそすれ、A議員に畏怖困惑するというのは、思い違いも甚だしいと言わなければならない。

また、委員会は、甲部長以外に、己局長、金子課長、山田健康福祉局総務課長、川岸健康福祉局生活福祉部主幹、も出席して答弁しているが、己局長らも同様にA議員に対して、畏怖困惑を感じたかどうか、この点について、報告書には全く記載がない。となると、甲部長一人の主観的印象を記載したに過ぎないということになる。

なお、報告書で「議会審議での混乱」と記載されているが、この場合の「議会」という意味は不明である。仮に、「本会議での審議」という意味ならば、本会議では、委員会の報告を受けて「意見」を付すだけであるので（既に執行

してしまった予算を変更させることは原則出来ない。)、混乱ということは、通常、想定し難いことから、甲部長は、いかなる意味で議会審議の混乱を再発しないためにどうすべきかを思いめぐらしたのか、理解できない。

(10) 中間報告書では、「これらの委員会審議の状況は、職員が机上のパソコンでイントラネットを通じて視聴できるもので、丙主査らも実際に上記の審議状況を視聴していた。」と報告し、「(7) 乙課長から丙主査に対する「指示」と丙主査の了承及び丙主査の心理」において、「丙主査は、・・・委員会審議をイントラネット中継で見ていたことを思い出し」と報告している(中間報告書:7頁)。しかし、既述したように、常任委員会の審議状況を職員がイントラネットで視聴できるようになった具体的時期は、平成23年3月28日からであり、平成21年10月当時は、視聴できる体制にはなっていなかったことから、報告書では、中間報告書の既述中、イントラネットを通じて審議状況を視聴していたという箇所を、「これらの(財政福祉)委員会の審議状況は、丙主査も自ら見聞きするなどして、これを知っていた可能性が高い」と修正し、「(7) 乙課長から丙主査に対する「指示」と丙主査の了承及び丙主査の心理」の記載中、「丙主査は、委員会審議をイントラネット中継で見ていたことを思い出し」との記載箇所を削除するとした。

しかし、告発事実にかかる丙主査の犯行動機は、「委員会審議をイントラネット中継で見ていたことを思い出し、A議員の恫喝的な顔が浮かんで、落としたりとんでもないことになってしまう、恐ろしいという強迫観念に負けて」ということであるから、イントラネット中継で見ていないのなら、どのようにして、「A議員の恫喝的な顔が浮かんだ」と言えるのであろうか。この点、報告書は、「イントラネットによる配信で視聴したのではないとすれば、本庁保険年金課の主査として、課長等が答弁するための資料を取りそろえ、委員会室横の控室で待機していた際に、直接、その審議状況を見ていたのかもしれない。」と報告する。しかし、その報告は「その審議状況を見ていたのかもしれない。」

と曖昧である上、そもそも、委員会室に入れない丙主査が、どうして、審議状況を見ることができたのか、そして、その際、上記日時での委員会でのA議員の顔を実際見たのか等について、報告書は何らの合理的な説明もしていない。

報告書の内容は、丙主査に「A議員の恫喝的な顔が浮かび」、その結果、「脅迫的観念に負けて不正採用行為を行った。」との論理に導くために、不確かな事実を元に、推認に推認を重ねたものであり、牽強付会な論と言っても過言ではない。

そもそも、平成23年3月から配信されたイントラネット中継を、2年前の平成21年10月当時に視聴していたと述べていた丙主査の発言は、現場で仕事をしている市の担当者が、どうしてこのような記憶間違いをするのか、極めて不自然、不合理であり、既述したように、自己保身から、本件不正採用問題の元凶はA議員であると責任転嫁することによって、自己責任の軽減を図ろうとしたのではないかと推認される。いずれにしても、丙主査の供述内容は、全体として信用性に乏しいと思料する。

第4 「上記委員会審議の頃におけるB氏とA議員との関係等に関する甲部長らの認識」の報告内容に対する反論（資料13、15）

- 1 報告書は「A議員が上記委員会で生活保護受給者に対し通院タクシー移送費が高額に給付されている事例について質疑したことにに関して、当時、健康福祉局生活福祉部保護課内では、A議員に対しその情報を提供したのが、平成19年4月より嘱託介護支援専門員として採用され当初守山区に配置されて勤務していたB氏ではないかと噂されていて、甲部長も「B氏はA議員との繋がりがあからぬから気を付けたほうが良い」と聞かされており、甲部長らにとっては、A議員とB氏とは相応の関係を有しているものと認識されていた。」と報告する。
- 2 生活保護受給者に対し通院タクシー移送費が高額に給付されている事例について、A議員に情報を提供したのは、B氏である。同氏は、かつて、新生党

擁立の候補者として市議員に港区から立候補したことがある等の経歴の持ち主であることから、一般市民以上に市政などに関心があったものである。そして、平成19年5月から1年間、守山区役所の民生子ども課保護係に配置されたときに、生活保護受給者に対し通院タクシー移送費が高額に支給されている事実やそれがチェックされず漫然と支払われている事実を知って、市民として疑問を抱き、A議員に伝えたものである。この問題は、市民の税金が適正に使われているかどうかの問題でもあり、使われ方に不透明かつ不適切な点があれば、これを質すべく市民が市議員に情報を提供することは、むしろ推奨すべき事柄であり、何ら批判されるべき筋合いのものではない。事実、この問題について、A議員が委員会で取り上げたことで、その後、改善がされたのである。

甲部長が、健康福祉局生活福祉部保護課内の、誰から、どのような噂を聞かされていたのか、判然とせず、また、噂から「A議員とB氏とは、相応の関係を有しているものと認識されていた。」ようであるが、「相応の関係」とは、どのような関係を言うのであろうか。この点、報告書は明示していないが、仮に、甲部長が「B氏は、A議員とつるんでいる。A議員の犬である。密告者である。危険人物である。だから気を付けたほうが良い。」という意味合いの認識をもっていたとしたら、それは、下卑たる認識であり、B氏やA議員に対して、大変、失礼な認識である。もし、このような認識が甲部長ら市側の関係者の共通の認識だとしたら、むしろ、非難されるべきは、甲部長ら市側である。なぜなら、「気を付けたほうが良い。」と思うことは、市側の不都合や行政の怠慢を議員や市民に知られたくない、追及されたくないという隠ぺい体質が窺われるからである。

B氏とA議員は、B氏が、かつて、新生党擁立の候補者として、市議員に港区から立候補して以来の交友があったようであるが、それ自体何ら批判されるべき筋合いではない。甲部長らは、公務員として、公明、正大かつ適切に職

務を遂行していれば、誰がどの市会議員と懇意にしていようが、何も恐れることとはいいはざである。仮に、甲部長が、噂程度の話で、A議員とB氏とは、「相応の関係」を有しているものと認識していたことから、不正行為に及んだというならば、甲部長の公務員としての資質そのものに問題があったと言わざるを得ない。

第5 「A議員の甲部長に対する「採用要請」の報告内容に対する反論（資料13、15、16）

1 報告書は、「甲部長は、平成21年11月10日頃、A議員から、議員控え室で、B氏の嘱託介護支援専門員としての委嘱期間が平成22年3月末日で終了することに関し、「引き続き嘱託でB氏を採用するようにしてくれ」との「要請」を受けた。これに対して、甲部長が、筆記試験と面接試験があること及び嘱託員の契約が終了してから2か月間を空ける必要があることを説明すると、A議員は、「どうしたらいいんだ。局長に頼めばいいのか」などと発言し、本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずB氏を採用するよう要請した。また、平成22年3月中旬か下旬頃、A議員は、甲部長に対して、「もう一人頼む」として、C氏に関する「申込書」かなにかの書類を渡してB氏と同様の採用要請をした。」と報告し、かかるA議員の甲部長に対するB氏とC氏の採用要請は、前記名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項（4）所定の「特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと」との規定に反するものと思料される。」と報告する。

2 B氏もC氏（以下、単に「両名」という）も嘱託員採用試験について、直接、A議員に頼み込んだ事実はない旨主張する（資料15、16）。すなわち、B氏は、嘱託員採用と並行して、他に介護施設の求人にも応募し、面接も受けていたので、どうしても、嘱託員で採用されなければならないという事情はなく、したがって、A議員に頼み込むということすら思いつかなかつたし、ましてや、

嘱託員採用試験の成績にかかわらず採用を懇願したという事実も全くないと述べる（資料15）。

他方、C氏においては、嘱託員の職務内容自体、あまり自分には向かないと思っていたことや、当時、体調も不良であったことから、次の就職が決まる一時しのぎということで、試験を受けたものであって、積極的に希望している職種でないことから、A議員に頼み込むことは全く考えていなかった旨述べる（資料16）。事実、採用後、C氏は、5か月（うち、3週間は病気入院している）程度で、嘱託員を辞めている。

こうした諸事情を考えると、A議員が、甲部長に、兩名の嘱託員採用要請をしたとは考え難く、ましてや、B氏について、嘱託員採用試験の成績にかかわらず採用を懇願したということも、にわかに、措信できない。

この点について、A議員も、筆記試験と面接試験があること及び嘱託員の契約が終了してから2ヶ月間を空ける必要があること等は新聞報道などで初めて知ったことである旨述べて、上記報告書記載の甲部長との遣り取りについて覚えがないと述べ、ましてや、嘱託員採用試験の成績にかかわらずB氏を採用するよう要請したという事実については、「間違っても有り得ない」旨述べて強く否定する。

ただ、A議員は、何らかの経緯で、兩名の採用試験のことを知って、甲部長に言ったとしても、それは、「兩名の試験の結果がどうなるか見ておいて欲しい（つまり、結果について分かったら教えて欲しい）」という、いわゆる通常の陳情として声をかけた程度のことではないかと述べる。A議員は、「一意専心」をモットーに「政界の110番」として、日々多数の陳情を受ける立場であることから、陳情という形で、兩名のことを甲部長に伝えた可能性については、否定していないが、3年以上も前のことであり、逐一、陳情の内容を覚えていないとしても無理からぬ点がある。

3 ところで、報告書記載の「どうしたらいいんだ。局長に頼めばいいのか」とい

うA議員の発言は、甲部長の供述を前提にしていると思料されるが、この言葉は、A議員が、本当に、本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずB氏を採用するよう要請したか否かを窺わせる重要な言葉であるところ、当時の己局長が、甲部長からA議員の発言内容の報告を受けたということは、報告書には記載されておらず、他に、甲部長の供述を裏付ける第三者の供述は報告書から窺われない。また、上記言葉が事実ならば、告発事実において、A議員は、甲部長らと共に共犯者（共謀共同正犯あるいは教唆犯）と位置づけられるところ、そのような位置づけはされておらず、捜査当局においても、A議員を被告発人（被疑者）として取調べをした事実もない。したがって、甲部長の上記発言は、委員会でのA議員の適切かつ正当な質問等に対しても、畏怖困惑をしたなどと曲解して理解する甲部長の心理、心情を考えると、責任の一部をA議員に転嫁する表れと解することができ、到底、信用できる発言ではないと思料する。

仮に、A議員が「どうしたらいいんだ。局長に頼めばいいのか」と発言したとして、そして、その言葉を甲部長は、本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずB氏を採用するよう要請だと認識したならば、それは、A議員が不正行為を懲らんとすることであるから、極めて重大かつ深刻な問題であり、即刻、上司である己局長らに相談して、善後策を講じて然るべきところ、報告書記載の内容からしても、己局長ら上部に、そのことを相談した形跡が窺われない。

また、平成22年3月中旬か下旬頃、A議員は、甲部長に対して、「もう一人頼む」として、C氏に関する「申込書」かなにかの書類を渡してB氏と同様の採用要請をした、とのことであるが、そもそも、C氏はA議員に採用試験のことを頼んでいないのであるから、A議員が「申込書」かなにかの書類を渡したということは極めて不自然であるところ、渡した書類の内容もその特定性に欠けていることから、甲部長は、A議員以外の議員から受け取った書類をA議員からの書類と誤解して、委員に述べた疑いも払拭できない。

4 こうしてみると、報告書は、甲部長の不自然、不合理な供述のみを前提にし

て、「特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと」の倫理要綱に反すると認定しているが、その判断は、あまりにも一方的な判断であり強く抗議するものである。

第6 「A議員の「要請」に対する甲部長の受け止め方」の報告内容に対する反論

- 1 報告書は、「甲部長は、A議員の上記各要請を聞き、採用しなければ上記の委員会審議やその前の厳しい叱責と同じ状況が再来するかも知れないと困惑畏怖し、「採用しなければならぬ」と「圧力」を感じた。また、甲部長は、「局長に言えば良いのか」と言われたことに対して、自分の「部」内で処理しなければいけないと考えた。」と報告する。
- 2 既述したように、上記各要請をA議員が甲部長に行ったという点は、事実無根であり強く否認する。仮に、要請があったとしても、「採用しなければ上記の委員会審議やその前の厳しい叱責と同じ状況が再来するかも知れないと困惑畏怖し、「採用しなければならぬ」と「圧力」を感じた。」というのは、なぜ、甲部長が、そこまで感じなければならぬのか極めて不自然、不合理である。なぜなら、嘱託員採用試験の成績にかかわらず職員を採用するようにとの要請があったとしたら、その要請は、採用試験制度を無視した極めて違法かつ不当な要請であることから、即座に断るのが公務員としてのコンプライアンスであり、通常に対応であるからである。しかし、甲部長が、採用しなければ上記の委員会審議やその前の厳しい叱責と同じ状況が再来するかも知れないと困惑畏怖したというならば、それは、甲部長の日常の業務がいかに怠慢であったか。その怠慢さを議員に突かれたくないという気持ちの表れであると言える。
- 3 また、甲部長は、「局長に言えば良いのか」と言われたことに対して、自分の「部」内で処理しなければいけないと考えた、ということであるが、A議員は「局長に言えば良いのか」という発言を否定している。

嘱託員採用試験の成績にかかわらず職員を採用するようにとの要請が市会

議員からあれば、「部」の問題ではなく局全体の問題として、当然、己局長に報告して、その対応を相談するのが筋である。つまり、自分の「部」内で処理しなければいけないと考えること自体、甲部長の判断ミスであり、この判断ミスから生じた試験答案の改ざんの責任については、甲部長を筆頭とする実行行為者が負うべき筋合いであって、これをA議員に転嫁することは、責任逃れである。

第7 「甲部長から乙課長に対する「指示」の状況」の報告内容に対する反論

1 報告書は、「平成22年1月末頃、甲部長は、部長室で乙課長に対して、B氏を採用するようにとのA議員からの話があることを伝え、「検討してくれ」あるいは「なんとかしてくれ」と本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずB氏を採用するよう指示した。乙課長は、当初は「断って下さい」などと拒否していたが、甲部長は、「断れない」、「部で面倒を見なくちゃいけない」、「断れないんだ」などと乙課長に話し、乙課長も、2～3回目には、「他になければしょうがないですね」、「わかりました」と渋々、承諾した。C氏については、同年3月末頃、甲部長ら乙課長に対して、「なんとかしてくれ」と依頼し、乙課長は、「しょうがない」と考えて、これを承諾し、後述の通り、丙主査に依頼を伝えたと報告する。

2 上記報告内容は、A議員にとって不知のことである。しかし、甲部長、乙課長、丙主査の3者間に上記の遣り取りがあったとしたら、それは、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（以下、単に「倫理条例」という）第3条2項「職員は、法令を順守し、常に公正な職務の執行に当らなければならない。」、同条3項の「職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部のみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」等の規定に反するものであり、公務員としての責任感や使命感が欠如した対応であり、厳し

く批判されなければならないと思料する。

第8 「丁に対する引継ぎ等と丁の対応」の報告内容に対する反論

- 1 報告書は「乙課長が甲部長からの依頼を本件嘱託員採用試験に関する主担当であった丁に伝えたか否かははっきりしない。他方、丁は、平成22年3月末頃の丙主査からの引継ぎの際に、「議員案件がある」と言われ、引き継いだB氏の募集申込書に貼付された付箋には「ぐりぐり」なる文字が記載されていた。またC氏の募集申込書には何も書かれていない付箋が貼ってあった（この付箋は、丁が剥がして捨てた）。丁は、翌4月の早い時期に自ら乙課長の席に赴き、丙主査から引き継がれた議員要請には応じないとの趣旨で、試験は公正にやる必要があると話したところ、乙課長は、局長から言われていると答えたが、困惑している様子であった。丁は、自己に対する人事上の不利益のことは考えたが、自分が言わなければならないと思って、「私が局長に言います」と言ったところ、乙課長はそれには及ばない（自分の役割である）との反応であった。丁としては、この案件は解決したと思っていた。丁とは、当時の保険年金課主査であり、本件嘱託員採用試験の主担当者である。」と報告する。
- 2 上記報告内容は、A議員にとって不知のことである。しかし、乙課長と丁との間に上記遣り取りがあったとしたら、乙課長の言動は、上記倫理条例に反する行為で、公務員としての責任感や使命感が欠如した対応であり非難されて当然である。丁のような気骨ある態度を乙課長は示さなかったのかと悔やまれてならない。

第9 「乙課長から丙主査に対する「指示」と丙主査の了承及び丙主査の心理」の報告内容に対する反論

- 1 報告書は「丙主査の平成22年3月下旬頃に、乙課長からB氏を「どうしても合格させないかん」、「ねじこまないかんだわ」と険しい顔をして言われた。

丙主査が「嫌です」と答えると、乙課長は、「A議員がかかわつとる話しなんで、断れん話なんだ」として、回避できない案件であることを丙主査に説明した。乙課長は、丙主査に対してB氏を合格させるについての具体的な指示はしなかったが、一次（筆記）試験の点数を下げることでなんとかなると考え、また二次の面接は自分の担当班に入れることを念頭に置いていた。乙課長からの話を聞き、丙主査は、A議員が恫喝的な言動をすることで職員内で有名なことを知っていたことから、「断れない話」だと考えたものの、「他の人に頼んだらどうか」と言ってみたが、乙課長からは、「その者には頼めないから、お前に話している」と言われ、丙主査としては、逃れないようにルールが敷かれていて、職務命令だと思って、本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずB氏が採用されるよう取り計らうことにつき承諾することとなった。その後、二人目のC氏の名前を示され、B氏とC氏の二人を採用するようにとの話となった。

丙主査は、一次の筆記試験を担当する自分に言われたことなので、「点数をなんとかしろよ」と言われたものと考えたが、突き詰めると、足切り点を下げることで合格させるか、点数の嵩上げしかないと考えた。そのため、足切り点を下げるため（及び16名という多数の採用であるから）、面接時間を1人20分として、応募者140名のうち一次試験合格者を60人前後とするように、丁に対して、「多いほうでやろうね」と指示した。丙主査は、足切り点を下げたので、B氏とC氏には何とか実力で一次試験を突破して欲しいと考えていた。」と報告する。

2 上記報告内容は、A議員にとって不知のことである。しかし、乙課長、丙主査の間に上記の遣り取りがあったとしたら、上記倫理条例に違反するものであり、公務員としての責任感や使命感が欠如した対応であり厳しく批判されなければならない。

3 なお、中間報告では、「丙主査は上記（1）の委員会審議をイントラネット中継で見ていたことを思い出し、A議員が恫喝的な言動をすることで職員内で

有名なことも知っていたことから」と記載されているところ、「丙主査は上記(1)の委員会審議をイントラネット中継で見ていることを思い出し」の部分
は削除されている。しかし、既述したような疑問点があり、丙主査が「断れない話」だと考えることに疑問がある。また、「逃れないようにルールが敷かれていて、職務命令だと思った」ということであるが、これが、違法、不当な命令であることは容易に分かるところ、これを職務命令でやらなければならないと思うこと自体、責任転嫁の表れである。

第10 「適正職務サポート制度と甲部長らの対応、受け止め方」の報告内容に対する反論

- 1 報告書は、「甲部長、乙課長及び丙主査は、いずれも、A議員から上述のような「要請」に接した際に、かかる「要請」が本件嘱託員採用試験にかかる適正な職務執行を妨げ、「職員は、法令等を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらねばならない」(名古屋市職員の倫理の保持に関する条例3条2項)「職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」(同条3項)等の職務基準に違反する要望であることを認識し、かつ「名古屋市適正職務サポート制度」(職務基準に違反し適正な職務執行を妨げる外部からの要望を職員が記録し組織として対応したり、職務基準に違反し適正な職務執行を妨げる事実等について職員が相談、通報する窓口を設置しその是正、改善につなげたりする制度)の存在自体は知っていたが、それぞれ、この制度は現実的には利用できない制度だと考えていたり、念頭になかったりして、これを利用しようとはしなかった。」と報告する。
- 2 上記報告内容は、A議員にとって不知のことである。倫理条例の規定に抵触することを知悉し、かつ「適正職務サポート制度」の存在自体は知っていたが、

それぞれ、この制度は現実的には利用できない制度だと考えていたり、念頭になかったというのは、公務員としてあまりにもお粗末な対応であり、厳しく批判されなければならない。ただし、これをA議員の恫喝が怖かったからであるというならば、責任転嫁も甚だしい。

第11 「丙主査の不正行為の実際」の報告内容に対する反論

1 報告書は、「平成22年4月24日の試験当日、丙主査らは、採点を終えた筆記試験解答用紙を20点台、30点台、40点台、・・・と10点毎に集めて、枚数をカウントし、明らかに不合格点数（20点台等）の解答用紙は別の場所に置き、合否のボーダーにある解答用紙を含めて、高得点の順に用紙を並べ、高得点順にチェックしてゆき、足切り点を39点とした。そして、丙主査がボーダーの30点台前後の解答用紙を立ったまま上から一枚ずつめくっていくと、C氏は60人枠に入って安堵したが、B氏は足切り点を下回っていた。丙主査は、どうしようかと悩んだが、その場でB氏の解答用紙を抜き取った。抜き取ったものの、点数の嵩上げには躊躇し、悩んだ。B氏は、点数が足りない以上、面接を受ける資格がない、そのまま落とそうかと考えたが、その時、「これは上司の命令だ」と思い、A議員の恫喝的な顔が浮かんで、落としたりとんでもないことになってしまう、恐ろしいという強迫観念に負けて、その場で立ったまま、机上にあった青鉛筆で誤答の印がしてある部分を正答の○印に書き換え合計点数も書き換えて点数の嵩上げをし、その解答用紙を該当のところへ差し込んだ。解答用紙採点・整理会場には丙主査以外に複数名の職員がいたが、他の職員らは、採点台（机）の片付けや一次（筆記）試験合格者発表の準備作業などを行っていて丙主査の周囲におらず、以上のB氏の解答用紙にかかる丙主査の不正行為に気付かなかった。丙主査は、その後、昼の休憩時に気分が減入っていたところ、乙課長に呼ばれ、「あれ、どうなった」と聞かれたので、「点数を加えました」か「下駄をはかせました」と答えたところ、乙課

長は、「そうか。悪かったな」などと答えていた。」と報告する。

2 上記報告内容は、A議員にとって不知のことである。しかし、甲部長や乙課長の言動は言語道断であり、上記倫理条例に抵触し、かつ、公務員としての責任感や使命感が欠如した対応であり厳しく批判されなければならない。

なお、報告書には、丙主査は、「A議員の恫喝的な顔が浮かんで、落としたりとんでもないことになってしまう」と思ったと記載されている。しかし、この記載は、報告書自体に論理的に重大なミスを犯している記載である。すなわち、上記報告書記載の部分は、中間報告書でも「A議員の恫喝的な顔が浮かんで、落としたりとんでもないことになってしまう、恐ろしいという脅迫観念に負けて」（8頁）と全く同様の文面が記載されている。しかし、中間報告では、その前提として「丙主査は上記（1）の委員会審議をイントラネット中継で見っていたことを思い出した」（7頁）ということになっている。つまり、イントラネット中継でA議員の恫喝的な顔を見ていて、その恫喝的な顔が浮かんで、脅迫観念に負けて不正行為に及んだということになる。ところが、報告書では、委員会審議をイントラネット中継で見っていた部分は、当時、イントラネットで中継されておらず誤りであったとして、削除されている。だとしたら、丙主査にとって、A議員の恫喝的な顔が浮かびようもないはずである。つまり、報告書は、イントラネット中継の部分を削除しながら、不正行為に及んだ箇所は、中間報告書の記載内容をそのまま引用するという重大なミスを犯しているのである。仮に、報告書が「A議員の恫喝的な顔が浮かんで」という部分を維持するというならば、どうして、A議員の恫喝的な顔が浮かんだのか、その理由について、報告書は説得力のある内容で記載されて然るべきところ、何ら記載されていない。

A議員の恫喝的な顔が浮かんで、落としたりとんでもないことになってしまう、恐ろしいという強迫観念に負けたという動機付けの記載が、丙主査の供述の基づくのであれば、丙主査は、自己保身のために全ての元凶がA議員である

と責任転嫁するために、経験していない事実を委員に述べていたことになり、その供述の信用性は乏しい。いずれにしても、A議員の委員会での追及の姿勢について、「恫喝的な顔」という表現は、極めて失礼な表現である。

第12 「面接試験の実施と評価」の報告内容の反論

1. 報告書は、「一次（筆記）試験合格者に対して、午後から二次（面接）試験が行われた。乙課長は、甲部長から「(B氏とC氏の)面接は、(乙課長が)やってくれますね」と言われていたので、B氏とC氏の面接は自分が担当することを丙主査に伝えた。そこで、丙主査は、面接の班分けをする際に、B氏やC氏の面接担当班に入るように「工夫」することを考えていたが、偶然、両名とも乙課長の担当班となったので、丙主査が「工夫」する必要はなかった。乙課長は、丁に対しても、面接試験の前にB氏とC氏の面接を担当したいと言っていた。そして、甲部長は、乙課長に対して、試験会場で、「二次（面接）は通してくれ」という意味で、「宜しく」と言った。B氏とC氏に対する面接試験は、乙課長と戊が担当したが、乙課長は、試験開始前に、戊に対して、「嘱託員をやっていた人がいる」などと言って、何番と何番などと受験「番号」を示して暗に当該受験番号の受験者を合格させたい旨の意向を示した。戊も、乙課長の意向を理解した。乙課長と戊が担当する班全員の面接終了後、合格者を誰にするか協議した際に、乙課長は、戊に対して「若いけど鍛えれば・・・」などとC氏を暗に推薦するような話をした。面接試験の結果は、C氏については、乙課長の評価と戊の評価が異なっていたが、C氏の評価ともう一名の受験者の評価が1点しか違わなかったため、協議の結果、C氏を合格させることとし、戊はC氏にかかる面接評価票の「面接結果」欄に記載していた「B」（採用してもいいだろう）を「A」（ぜひ採用したい）に書き換え、もう1名の受験者のそれを「A」から「B」に書き換えた。その結果、乙課長と戊が担当した班からは、B氏とC氏を含む3名が合格となった。これを知った丁は、C氏の合

格は、同人の年齢が若く、滞納整理嘱託員としては本来不適任ではないかと考えられる人物であったことから、「面接において不正がなされたか」と考えた。」と報告する。

- 2 上記報告内容は、A議員にとって不知のことである。しかし、甲部長や乙課長の言動は言語道断であり、上記倫理条例に抵触し、かつ、公務員としての責任感や使命感が欠如した対応であり厳しく批判されなければならない。

第13 「試験後の状況」の報告内容に対する反論

- 1 報告書は、「B氏とC氏が「合格」したことは、試験当日に乙課長から甲部長に連絡され、続いて甲部長は、これをA議員に連絡した。A議員は、その際、甲部長に対して、「(B氏を)北区の配置としてくれよ。」と指示ないし要請を行い、甲部長は、これを了承し、翌日、これを乙課長に伝えた。事情を知らない丁は、港区在住のB氏の配置予定区を昭和区とする案を作成し、乙課長に提示したが、乙課長は、これを北区に変更し、B氏は北区に配置された。なお、A議員の甲部長に対するB氏の配置区に関する要請は、職員の人事の公正を害する行為で、前記名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項(4)所定の「特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと」との規定にも反するものと思料される。」と報告する。
- 2 B氏は、「市側から住所地以外の希望の配置先を尋ねられ交通の便宜から、第1希望を北区、第2希望を熱田区、第3希望を中区と答えたところ、第1希望の北区になったものであり、A議員に対して配置場所を北区にして欲しいという要請をした事実はない」旨述べ、A議員も「B氏から、北区への配置換えを依頼された事実はない。仮に、B氏から要請があったとしても、議員の立場を考えるとできないことであり、断っていたと思う」旨述べる。甲部長が、どのような認識をもって、乙課長に伝えたのかは不知であるが、仮に、甲部長が、乙課長に伝えたとしたら、それは、A議員に委員会であまり追及されたくない

という思いから、B氏から配置の希望を事前に聞き取って、甲部長の独断で行ったとしか言いようがない。

報告書は、「A議員は、その際、甲部長に対して、「(B氏を)北区の配置としてくれよ。」と指示ないし要請を行い、甲部長は、これを了承し、翌日、これを乙課長に伝えた。」というだけの簡単な内容で、その日時、場所、A議員が甲部長にどのような状況の中で述べたのか等その詳細が不明であるから、信用性に乏しいと思料する。いずれにしても、信用性の乏しい甲部長の供述のみで、A議員を「特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと」との倫理規定にも反するものと思料されると判断することは、あまりにも一方的な批判であり、強く異議を述べる。

第14 「採用後のB氏とA議員との関係」の報告内容に対する反論

- 1 報告書は、「上述の通り、B氏はA議員と旧知の間柄であったようで、A議員は、B氏が本件嘱託員に採用された後、B氏が勤務する北区役所に数回、B氏を訪問したことがあり、その際、B氏は「下(の喫茶店)へ行ってきて良いですか」などとして、A議員と連れだって職場を離れるなどしたこともあった。市議会議員が、一職員の就労場所を訪れることは通常はないことであった。B氏は殊更、A議員との関係を周囲に示すような態度を取っていると周囲から受け止められており、北区保険年金課長に直接、意見を言うなど通常の嘱託員には考えられない行動を取ることもあったが、それを注意されることもなかったようである。また、B氏は、嘱託員として採用された後、A議員が代表を務める政治団体に対し、1ヶ月1万円宛の寄付をしており、現在判明している限り、平成22年には7万円、同23年には12万円、合計19万円の寄付をしている。前記名古屋市議会議員政治倫理綱領第3、1項(2)所定の「政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこと」との規定に反するものと思われ、またこの点からも、B氏とA議員との関係には相応のものがあった

と考えられる。」と報告する。しかし、この報告内容については、特に反論する必要がある。

2 上記報告書の前段の記載文

(1) 上記報告書前段の北区役所内での、B氏とA議員の言動に関する記載部分について、B氏及びA議員は、以下のように述べて怒りを露わにしている。

ア B氏は、「A先生が北区役所にいらっしゃることは度々ありましたが、その行き先は、ほとんどが、北区役所3階の区長室か総務課長の席でした。ですから、A先生が区長室か総務課長を訪れていた理由は、市会議員の職務である「陳情」などを行う為だったと思います。A先生が、3階へ移動するとき、エレベーターを使うために保険年金課のカウンター内に入り、私のデスクの横を通ることもありましたが、そのときには、会釈をする程度で、その場で親しく話したり、また、勤務時間中にもかかわらず、喫茶店に行くために職場を離れたりするなどという不謹慎なことを私は絶対にしておりません。なお、私は、北区役所において、一度、A先生と昼食をご一緒したことがあります。そのときは、昼休みの昼食時間帯に私が一人で北区役所の地下1階の食堂で食事をしていたときに、A先生と総務課長と一緒に食堂にいらっしゃったので、同席して食事しました。そして、A先生は、総務課長と二人でお話があるとおっしゃったので、先に食事を終えた私が席を立ち、その場で別れました。

私は、A先生のお立場や、周囲の目もありますので、たとえA先生がいらっしゃったとしても、私から積極的に話をすることはありませんでした。

報告書には、私が殊更、A先生との関係を周囲に示すような態度を取っていると周囲から受け止められておりと記載されていますが、私のどのような行動をもって、周囲の方がそう思われたのか、私には全く理解できません。なぜなら、私は、A先生との関係を周囲にことさら吹聴するような言動を取った覚えはなく、A先生にご迷惑をかけないようにと、人一倍気を付けていたからです。」。

「また、報告書には、私が、北区の保険年金課長に直接、意見を言うなどの

行動があったとの記載がありますが、その具体的内容について、書かれていないのではっきりしませんが、もし、考えられるとしたら以下のことだと思います。保険年金課では、複数の書類に同じ文言を記載する機会が多くあります。たとえば、処理済の案件に関する書類には「処理済」と記載したり、金融機関名を記載する必要のある書面には、「〇〇銀行〇〇支店 普通 〇〇 北区保険年金課」と記載したりします。私は、このように、複数回の記載が必要な単語について、業務の効率化を図るためにゴム印を作成することを、事務係の時田和彦氏を通じて、宝満朝郎係長にお願いしました。ところが、1か月以上経過しても宝満係長から返事がいただけなかったもので、直接、瀧本正樹課長にお願いしました。結果として、いくつかのゴム印を作成していただき、業務が効率的になりました（因みに、今でも北区保険年金課では、ゴム印を使っていると思います。）私としては、事務処理活動の効率化、改善を図るためのお願いでしたが、このことをもって「嘱託員には考えられない行動」と捉えられたのだとしたら、誠に遺憾です。

なお、上記のようなことがあってから、3回ほど、誰からか分かりませんが、私に対して嫌がらせの電話がかかって来たことがありました。1回目は、無言電話で、2回目は、電話の相手方が私に対して、「嘱託は不正だ。嘱託は不正だ。」と繰り返し述べる内容で、3回目は、「お前のことはみんなにメールで伝えた。」と述べる内容でした。私は、とりあえず電話の相手方の話を聞いていましたが、当時は、とても不気味で、何故、私がこんな電話を受けなければならぬのか、全く理解出来ませんでした。なお、この嫌がらせ電話の件については、北区役所のD保険年金課長に報告してあります。また、それ以外に、私が「考えられない行動」と言えるような意見を瀧本課長に述べた事実はありません。一体、私のどのような行動が、嘱託員として考えられないものなのか、私自身が教えて欲しいくらいです。

いずれにしても、報告書は、何ら具体的事実を指摘することなく、抽象的か

つ悪意に満ちた内容で、いかにも私が「虎の威を藉（か）る狐」の如く、A先生の後ろ盾を背景に傍若無人な振る舞いをしていたかのような書き方をしていますが、これは、私に対する侮辱以外の何ものでもありません。」と述べている（資料15）。

イ A議員は、「確かに、北区役所3階にある区長室の区長や総務課長を訪ねて行ったことは頻繁にあります。それは、あくまで、陳情や調査等、議員活動として必要性があつて訪れるものであつて、B氏に会う目的で訪問したものではありません。ましてや、B氏の勤務時間中であるにもかかわらず、その勤務を中断させて、B氏と連れだって役所内にある喫茶店に行ったということもありません。喫茶店に行ったとしても、B氏の昼休みの時に行ったと思います。私が覚えているのは、昼休みの昼食時間帯に私が総務課長と地下の食堂に行った折、B氏が一人で食事をしていたので、そこに私達も同席したということがありました。それ以外では、B氏とは、役所内で顔を合わせても互いに軽く会釈する程度です。報告書では、B氏は殊更、私との関係を周囲に示すような態度を取っていると周囲からは受け止められているとも記載されていますが、私は、B氏が、私との関係を周囲に誇示しているような素振りを見たこともありませんし、また、誰かから、B氏が私との関係を周囲に示すような態度を取っているから注意した方がよいと言われたこともありません。いずれにしても、報告書の内容は、事実に反する内容を取り上げて、更に、過大な解釈や表現を用いて、私とB氏を悪く書いてあります。」と述べている（資料13）。

(2) 報告書記載の内容は、漠然としていてあまりにも不明朗な内容である。

ア まず、「市会議員が、一職員の就労場所を通常訪れることはない」と記載するが、この記載は、あたかもA議員がわざわざB氏を訪ねて北区役所を訪れたかのように読める書き方であるが、もし、そうであれば、両名が反論するように全くの事実無根であり、強く抗議する。

A議員は、北区から選出された議員である以上、議員活動の一環として北区役所に頻りに訪れているが、行先は、区長や総務課長等である。区長らを訪ねて行ったことを、そこで、B氏が働いていることからと言って、「一職員の就業場所を通常訪れることはない」と記載するのは、あまりにも拡大した解釈である。

さらに、「B氏は、「下（の喫茶店）へ行ってきて良いですか。」などとして、A議員と連れだって職場を離れるなどしたこともあった。」ということであるが、これは「勤務時間中」のことをいっているのか、「昼休み時間中」のことをいっているのか、不明確であり、昼休みの休憩時間中のことであれば、特段、問題がないと思料される。報告書は批判的に書かれていることから、勤務時間中の意味であるとも読めるが、そうであれば、その点を明確に記載すべきである。「職場を離れる」という記載で、何時のいかなる場合に離れたかを曖昧にして、批判するのは見当違いである。いずれにしても、両名はその事実を否定する。

イ また、「B氏は殊更、A議員との関係を周囲に示すような態度を取っていると周囲から受け止められており」と記載されているが、「殊更」とは、「わざわざ」と意味するところ、具体的には、どのような態度をB氏が「殊更」取っていたから、周囲から受け止められていたのか記載がない。もとより、B氏は、「A議員との関係を周囲にことさら吹聴する言動を取った覚えはなく、むしろ人一倍気を付けていた」旨述べている（資料15）。したがって、上記記載には説得力がない。

ウ さらに、「北区保険年金課長に直接、意見を言うなど通常の嘱託員には考えられない行動を取ることもあったが、それを注意されることもなかったようである。」との記載の「意見」とは、どういう意見を指すのかこれまた不明である。B氏が、上記で述べているようなことであれば、事務の効率化のためにB氏は意見を述べたものであり、また、その手順も、事務係の時田和彦氏を通じ

て宝満朝郎係長にお願いしていたが返事がないことから、瀧本正樹課長にお願いしたというものであり、手順を踏んで意見を述べている。B氏の意見は、「通常の嘱託員には考えられない行動」とは言い難く、これを「通常の嘱託員には考えられない行動」と批判する方が、むしろ、非常識である。なお、意見を述べた後、B氏のもとに嫌がらせの電話などがかかってくるなど、B氏は、そのことを報告書にしてD保険年金課長に報告している（資料17）。

3 上記報告書後段の献金部分について

- (1) 献金について、B氏は、「嘱託員として採用された後、私が、A先生が代表を務める政治団体である「自由民主党愛知県名古屋市北区第三支部」に対し、1か月1万円宛の寄付をしており、平成22年には7万円、同23年には12万円、合計19万円の寄付をしているとの記載がありますが、個人献金に至った背景には、以下の事情があります。私は、平成21年の初めころ、膀胱癌になり、尿が出ず、顔が腫れ上がってしまったことがありました。当時、受診していた名古屋掖済会病院では、膀胱を摘出する手術をする話になっていました。そのころ、A先生にお会いしたときに、私の顔が腫れ上がっていることを心配して、私に、名古屋市立大学病院を紹介して下さいました。市大病院では、膀胱を摘出せずに治療が出来ました。更に、A先生は、入院中の私を気遣い、お見舞いに来て下さったり、見舞金を下さったりしました。私としては、身体の一部を切除せずに治療できたことが大変嬉しく、A先生に命を救われた思いでした。私は、A先生にお礼をしたかったのですが、お礼を断られてしまいましたので、どうしても感謝の気持ちを伝えたく、結果的に、給料をいただいた平成22年6月から、毎月1万円ずつ、平成23年12月までで合計19万円を献金しました。報告書は、この献金の事実を捉えて「私とA議員との関係には相応のものがあつたと考えられる。」といかにも、嘱託員に採用された見返りとして、私が献金したかのように記載されていますが、嘱託採用の有無とは全く関係ありません。個人献金の時期と私の採用が近接した時期であることも、

愛知県警で参考人として取調べを受けた際、警察官の指摘により初めて気が付いたのです。したがって、この記載は、委員会の一方的な情報に基づく独断と偏見に満ちた評価であり、強く抗議をしたいと思います。個人が政治団体に政治献金することは、法的にも認められている中で、私は、A先生の人情味のある人柄に一目置いて、この人のために少しでも応援したいという純粋な気持ちで献金したことを、曲解して結論付ける報告書に対し、強い怒りを覚えます。」(資料15)と述べて、これまた、強い怒り表している。

- (2) また、A議員も「B氏は、平成21年の初めころ、膀胱癌になり、尿が出ず、顔が腫れ上がってしまったことがありました。B氏は、当時、名古屋掖済会病院で治療をしていたようで、そこでは、膀胱を摘出する手術をする話になっていたようですが、私は、何とか手術をしないで治療できる方法がないかと思い、B氏に名古屋市立大学病院を紹介しました。市大病院では、膀胱を摘出せずに治療が出来たようで、それ以来、B氏は、私のことを「命の恩人」だと言って、私にお礼をしたいと言ってきました。しかし、私は、純粋にB氏に良かれと思って紹介しただけのことであり、お礼を受ける筋合いでもないので、その申出を断りました。しかし、B氏は、それでは気がすまないと思っただけで、私が代表者を務める政治団体「自由民主党愛知県名古屋市北区第三支部」に、平成22年6月から平成23年12月まで、月額1万円ずつ、合計19万円を寄附してくれました。なお、これらの寄附は、全て、自民党第三支部の収支報告書で報告しており、そして、私の政治活動をする経費などに充てております。

報告書には、B氏のこれらの寄附が名古屋市会議員政治倫理綱領（以下、単に「倫理綱領」と言います。）第3、1項（2）所定の「政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこと」との規定に反するものと思われる、また、この点からも、B氏とA議員との関係には相応のものがあったと考えられると記載されています。報告書は、いかなる意味で、「私とB氏との関係は相応のものがあった」というのか、「相応」という文言が抽象的であるこ

とから判然としませんが、囑託員に採用された見返りとして、B氏が政治献金をしたというのであれば、私やB氏に対する著しい侮辱であり、断固、抗議をしたいと思います。囑託員採用の有無とは全く関係がありません。個人が、政治団体に政治献金することは法的にも認められており、B氏が、純粹に私達の政治活動を支援したいということで適法な手続きで政治献金したものを、たまたま、市の職員らによって不正が行われた時期と、B氏が寄附をしてくれた時期が近いというだけで（なお、私は、不正採用の問題で警察に参考人として呼ばれて、事情説明の時に初めて献金の時期を知りました。というのは、普段は、妻が上記政治団体の経理を管理しており、私は、逐一見ていないからです。）、「疑惑を受けるおそれのある献金」といわれるのには、どうしても納得が出来ません。」（資料13）と述べ、同様にいわれなき批判に対して、これまた強い怒りを露わにしている。

(3) 因みに、献金の問題については、A議員は、市民からあっせん収賄罪として告発を受け、検察庁で被告発人という立場で調べをうけた。同議員は上記の内容を担当検察官にも説明しており、この結果、名古屋地方検察庁は平成25年5月24日付で不起訴処分としている（資料18）。この処分を不服として、検察審査会に申し立てが行われたが、名古屋第二検察審査会は、同年9月9日付で「不起訴処分相当」という決定を出している（資料18）。このことから、A議員が代表者を務める政治団体「自由民主党愛知県名古屋市北区第三支部」にB氏の政治献金を受けた事実は、何ら問題ないことが証明された。

(4) そもそも、個人が、当該政治家の政治信条に共鳴して、自発的意思により、その政治団体に献金すること、そして、個人の献金については、収支報告書に記載の上、報告されておれば、政治資金規正法上、なんら問題がないはずである。したがって、それを「政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこととの規定に反する」と公に批判するならば、批判するだけの根拠を示すべきである。なぜなら、報告書によるこのような公の批判は、議員

の政治生命に重大な影響を及ぼすからである。しかるに、報告書は、既述したように、B氏やA議員から献金の経緯や動機などについて、当事者から直接事情聴取することなく、上記倫理条例に違反し、公務員としての自覚や責任感が欠如し、自己保身のためにその元凶をA議員に押し付けた甲部長らの一方的な供述に依拠して、「政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこととの規定に反するものと思われ、またこの点からも、B氏とA議員との関係には相応のものがあったと考えられる。」と推測して、A議員を批判しているだけである。しかし、それは、あまりにも一方的な批判である。その証左に、委員よりさらに、厳格な捜査を行った捜査機関が、政治献金について「疑惑」も「相応」の関係もないとして判断して、不起訴処分とし、検察審査会もその判断を指示しているのである。したがって、報告書の見解は失当であり、上記批判は、A議員に疑惑ありきの推論に基づくものであって、強く抗議したい。

第15 「己の認識・関与の有無」の報告内容に対する反論

- 1 報告書は「当委員らは、健康福祉局己氏からも事情聴取を行った。己氏については、B氏の採用を巡るA議員の要請等を知っていたのではないかと伺わせる事情も無いわけではないが、己氏は、そのような事情に関する事実関係を否定しており、己氏が上記のような不正採用に関与しあるいはそれを認識しつつ容認していたことまでを指摘することはできない。」と報告する。
- 2 上記報告書の記載には、A議員は不知である。しかし、己氏がB氏の採用を巡るA議員の要請等について、不知であるということは、「A議員が「どうしたらいいんだ。局長に頼めばいいのか。」という甲部長に言ったという記載自体、信用性がないことを強く推認させるものである。

第16 その他

- 1 報告書は、「二元代表制や議会の自律性に鑑み市会議長が議会に調査機関を設置するという方策も考えうる場所であるが、それでは、その調査機関は地方自治法上の特別委員会として議員のみで構成されることになる。本件不正採用に関するA議員に疑惑についての名古屋市会のこれまでの取組みの現状に照らすと「同僚」議員の不正に対する公正な審査、調査を名古屋市会に期待することは困難だと思われる」と報告する（報告書：46頁）。
- 2 しかし、委員から名古屋市会への問い合わせは、イントラネットが視聴できる時期の問題だけであり、本件不正採用の問題について名古屋市会としての取組みなどについて、委員が照会等したという事実は全くない。それにもかかわらず、「同僚議員の不正に対する公正な審査、調査を名古屋市会に期待することは困難だと思われる。」と記載するのは、名古屋市会に自浄能力がないと言っているに等しく、それは、極めて僭越な批判であり、名古屋市会を著しく侮辱するものである。報告書は、「不正」ということを前提にしているが、既述したように、A議員については、「不正」な事実は無いのであるから、そもそも、審査、調査の対象にはなり得ない事柄であった。加えて、捜査機関が不起訴処分とした事柄を、名古屋市会で殊更、審査・調査する必要があるかは疑問であり、場合によっては、党利、党略による政治的駆け引きに利用される可能性もある。その意味で、名古屋市会の関与は慎重であるべきである。

第17 まとめ

以上から、報告書記載の記載内容について、以下のように反論する。

- 1 報告書は、「囑託員採用試験における不正行為の存否、その原因・背景を究明し」とするが、その実態は、片面的な情報や資料等に基づいて構成された記載内容であり、中立公正な立場で行ったとは言い難い内容になっている。
- 2 A議員は、囑託員不正採用問題には全く関与していない。
- 3 A議員は、あっせん収賄罪に問われるような事実は全くない。

4 したがって、A議員には、

① 名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項(4)所定の「特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと」との規定に反する。

② 名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項(2)所定の「政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこと」との規定に反する。

との事実はなく、記載内容には強く抗議し、その削除を求める。

5 中間報告書記載のイントラネット中継の件は、調べれば容易に分かるはずである。その調査もしないで、何故、市長選挙直前の4月3日に中間報告を発表したか理解し難い。発表の翌日、河村市長が出馬宣言をしたこと等から、市長選挙告示の前に、発表するという既定の方針に沿ってのものではなかったかの疑いを払拭できない。換言すれば、政治的目的が、極めて色濃く感じられる。仮に、そうでないとしても、自民党所属の議員が絡む嘱託員不正採用に係る事柄であるから、その影響は大きいところ、現市長と自民党所属の市会議員の事実上一騎打ちとなる市長選挙であることを鑑みれば、中間発表の時期について格段の配慮をなすべきであったと思料する。

6 本件は、公務員としての責任感や使命感のない市職員の歪んだ憶測から行われた行為であり、コンプライアンス遵守の徹底から、市長並びに名古屋市職員倫理委員会は、早期に、再発防止の教育や制度を再構築すべきである。

以上

添付資料

資料1・・・A氏の履歴書

資料2・・・調査チーム発足に関する記事の報告書

資料3・・・平成25年3月22日付け専門調査委員からの「ご連絡とお願い」と題する書面

- 資料4・・・資料3に対する平成25年3月28日付けA議員の回答書
- 資料5・・・平成25年4月4日付け新聞報道に関する報告書
- 資料6・・・甲氏らに送付した書面に関する報告書
- 資料7・・・甲氏の代理人弁護士からの書面
- 資料8・・・乙氏の受取拒否の文面
- 資料9・・・本職らの協力要請の手紙が、丙氏らに届いたという照会結果
- 資料10・・・調査委員からの名古屋市会議長宛の委員会のイントラネットの配信時期等に関する調査囑託とその回答
- 資料11・・・平成21年10月6日付け財政福祉委員会記録
- 資料12・・・平成21年10月9日付け財政福祉委員会記録
- 資料13・・・A氏の陳述書
- 資料14・・・生活保護障害者通院タクシー代の新聞記事に関する報告書
- 資料15・・・B氏の陳述書
- 資料16・・・C氏の陳述書
- 資料17・・・B氏のD北区役所保健年金課長宛の報告書
- 資料18・・・A市議のあっせん収賄に関する報道記事の報告書

